



茨城県報

第 1 2 3 9 号

平成13年 2 月22日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則.....	1
告 示	
指定居宅介護支援事業者の事業の変更 (高齢者福祉課)	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (2件) (商業流通課)	2
茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	4
知事が指定する資金の種類及び利子補給率の一部改正 (農業経済課)	4
定款変更の認可 (農村計画課)	4
換地計画の決定 (農地整備課)	4
道路の区域の変更 (道路維持課)	5
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課)	5
土地区画整理事業の事業計画の変更 (都市整備課)	6
土地改良事業の認可 (2件) (土地改良事務所)	6
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	6
公 告	
茨城中央工業団地の造成工場敷地 (第 期) 譲受人の公募について (事業推進課)	7
県営土地改良事業計画の変更 (農村計画課)	8
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	9
建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課)	9
(監 査 委 員)	
定期監査の公表.....	10
財政的援助団体の監査の公表.....	13
定期監査結果に基づく措置状況の公表.....	19

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成13年 2 月22日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

茨城県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

茨城県公安委員会運営規則（平成12年茨城県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第2条に次の4項を加える。

- 2 委員会は、法第47条第2項の茨城県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、法第47条第2項の茨城県警察の事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、法第47条第2項の茨城県警察の事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、本部長から法第43条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴するものとする。

第4条中「3回」を「4回」に改める。

第5条3項中「茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）」を「本部長」に改める。

附 則

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、事業の変更の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	変更事項	変更年月日
株式会社 二チイ学館	アイリスケアセンター 水戸南町	水戸市南町 1 - 3 - 23	居宅介護支援事業	(事業所の名称) アイリスケアセンター上水戸 (事業所の所在地) 水戸市上水戸 4丁目6-45	平成13年 2月1日

茨城県告示第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働政課において縦覧に供する。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

所在地 水戸市宮町 1 丁目 6 番130 外

(2) 届出の概要

ア届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成12年12月 4 日

イ変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

2 市町村の意見

特になし



茨城県告示第161号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 総合日曜大工センターアンゼン下妻店

所在地 下妻市大字下妻字柳の下戊116番 1 外

(2) 届出の概要

ア届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成12年10月19日

イ変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時 (年間120日は午後 9 時)

(変更後) 安全商事株式会社 午後 9 時

株式会社ブックエース 午前 0 時

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
下妻市	駐車場B (北側) について、地域住民の要望により、11月から 3 月の冬季においては午後	車両の往来や歩行者等の進入を防ぐことにより冬季の夜間における早い時間帯からの周辺

	<p>8時をもって閉鎖及び消灯することを配慮願いたい。</p> <p>駐車場A（南側）の国道側出入口A，Bについて、午前0時の閉店以降、閉鎖をお願いしたい。</p>	<p>住民の静穏を確保したい。</p> <p>駐車場の出入口を開放しておくことにより、複数の車両が進入し騒音を発生させる恐れがあるため。</p>
--	--	--

茨城県告示第162号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）の一部を次のように改正する。

平成13年 2月22日

茨城県知事 橋 本 昌

別表 8 の項中「3.25%」を「3.05%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成13年 2月 1日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給については、なお従前の例による。

茨城県告示第163号

昭和52年 4月 1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程（昭和52年茨城県告示第405号）別表 8 の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成13年 2月 1日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成13年 2月22日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「3.25%」を「3.05%」に改める。

茨城県告示第164号

平成13年 2月 5日付けで、増井土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2項の規定により平成13年 2月14日認可した。

平成13年 2月22日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1項の規定により県営土地改良事業小栗南部地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 2月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成13年 2 月23日から
平成13年 3 月23日まで
- 3 縦覧の場所
協和町役場

茨城県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成13年 2 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字上曾1088番 1 地先から 真壁郡真壁町大字山尾 字中坪756番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 18.5 最小 5.2	メートル 6,979	
新治郡八郷町大字上曾1088番 1 地先から 真壁郡真壁町大字山尾 字中坪756番 1 地先まで	新 (A)	最大 18.5 最小 5.2	6,979	バイパス新設
新治郡八郷町大字上曾1047番 1 地先から 真壁郡真壁町大字山尾 字中坪754番 1 地先まで	(B)	最大 76.0 最小 8.4	6,557	

茨城県告示第167号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定に基づき、佐貫駅西第一土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届け出があったので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。
平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 野 静	龍ヶ崎市佐貫町251番地
"	菊 地 操	龍ヶ崎市庄兵衛新田町381番地
"	寺 田 徳 彰	龍ヶ崎市若柴町37番地
"	野 口 武太郎	龍ヶ崎市佐貫町338番地
"	石 引 勝	龍ヶ崎市佐貫町259番地の 2
"	横 田 千 之	藤代町大字新川773番地の 2
"	鈴 木 惇	龍ヶ崎市稗柄125番地

茨城県告示第168号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき，日立市折笠土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可したので，同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 日立市折笠土地区画整理組合

事 業 施 行 期 間 自 平成 5 年 3 月 4 日
至 平成13年 3 月31日

施 行 地 区 日立市折笠町字七長田，字赤坂，字遠下，字大作，字天神前，字高野内，字上新籬の各一部
日立市川尻町字山神下，字天神谷の各一部

事 業 所 の 所 在 地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内

設 立 認 可 の 年 月 日 平成 5 年 3 月 4 日

2 公告すべき変更の内容

事 業 施 行 期 間 自 平成 5 年 3 月 4 日
至 平成16年 3 月31日

3 変更認可の年月日 平成13年 2 月22日



茨城県告示第169号

平成12年10月25日付けで津知地区土地改良区理事長から認可申請のあった津知地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項で準用する同法第10条第 1 項の規定により平成13年 2 月 6 日認可した。

平成13年 2 月22日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義



茨城県告示第170号

平成12年11月 2 日付けで清明川土地改良区から申請のあった舟子地区土地改良事業については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成13年 2 月 7 日認可した。

平成13年 2 月22日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 宇 都 義 治



茨城県告示第171号

行方郡玉造町甲429番地の 1 に事務所を置く沖洲土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年 2 月22日

茨城県銚田土地改良事務所長 堀 田 政 義

1 退 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡玉造町大字沖洲581番地	理 事	狩 谷 敏 秀

住 所	職 名	氏 名
行方郡玉造町大字沖洲458番地 2	理 事	井 野 芳 昭
〃 〃 713番地	〃	岡 田 廣 志
〃 〃 739番地	〃	幡 谷 照 雄
〃 〃 170番地	〃	岡 田 晴 雄
〃 〃 164番地	〃	幡 谷 義 成
〃 〃 197番地	〃	羽 生 一 男
〃 〃 181番地の 6	〃	高 野 栄
〃 〃 52番地	〃	幡 谷 正
〃 〃 1126番地	〃	森 田 信 夫
東茨城郡小川町大字小埜302番地	〃	小 埜 好 亮
〃 大字山野305番地の 1	〃	井 坂 賢
行方郡玉造町大字沖洲132番地	監 事	幡 谷 整 一
〃 〃 188番地	〃	秋 山 岩 勇
東茨城郡小川町大字山野10番地の20	〃	戸 塚 晃 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名
行方郡玉造町大字沖洲581番地	理 事	狩 谷 敏 秀
〃 〃 458番地 2	〃	井 野 芳 昭
〃 〃 713番地	〃	岡 田 廣 志
〃 〃 739番地	〃	幡 谷 照 雄
〃 〃 170番地	〃	岡 田 晴 雄
〃 〃 164番地	〃	幡 谷 義 成
〃 〃 197番地	〃	羽 生 一 男
〃 〃 181番地 6	〃	高 野 栄
〃 〃 52番地	〃	幡 谷 正
〃 〃 1126番地	〃	森 田 信 夫
東茨城郡小川町大字小埜302番地	〃	小 埜 好 亮
〃 大字山野305番地の 1	〃	井 坂 賢
行方郡玉造町大字沖洲132番地	監 事	幡 谷 整 一
〃 〃 188番地	〃	秋 山 岩 勇
東茨城郡小川町大字山野10番地の20	〃	戸 塚 晃 一

~~~~~

---

公 告

---

茨城中央工業団地の造成工場敷地 (第 期) 譲受人の公募について

茨城中央工業団地の造成工場敷地 (第 期) について、その譲受人を次のとおり公募します。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 分譲する造成工場敷地の所在地  
茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地
- 2 分譲面積

| 画 地        | 面 積 (ha) | 摘 要    |
|------------|----------|--------|
| 第 1 号 画 地  | 2.3      |        |
| 第 2 号 画 地  | 7.5      |        |
| 第 3 号 画 地  | 9.9      |        |
| 第 4 号 画 地  | 10.7     |        |
| 第 5 号 画 地  | 2.9      |        |
| 第 6 号 画 地  | 3.1      |        |
| 第 7 号 画 地  | 7.2      |        |
| 第 8 号 画 地  | 8.6      |        |
| 第 9 号 画 地  | 5.1      |        |
| 第 10 号 画 地 | 3.3      |        |
| 第 11 号 画 地 | 3.0      | 区画分割可能 |
| 第 12 号 画 地 | 2.2      | 区画分割可能 |
| 第 13 号 画 地 | 2.7      | 区画分割可能 |

- 3 分譲価格  
39,000円 / m<sup>2</sup> ~ 45,000円 / m<sup>2</sup> (平均分譲価格43,000円 / m<sup>2</sup>)
- 4 譲渡条件  
茨城中央工業団地造成事業造成工場敷地 (第 期) 公募要領の 4 に規定する申込資格を満たすこと。
- 5 申込受付期間  
受付は、平成13年 2 月22日から始め、毎月15日及び月末に締め切ります。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 時間は、原則として、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとします。  
その後、申込者の中から厳正な審査・選考のうえ、譲受人を決定します。
- 6 申込に必要な書類  
当県所定の様式による。
- 7 申込受付場所及び連絡先  
茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県企画部事業推進課 (電話029 - 301 - 2752)  
なお、郵送による申込みの受付は致しません。

~~~~~

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営巴川下流地区土地改良事業につき計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

変更後の県営巴川下流地区土地改良事業（湛水防除）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成13年 2 月26日から平成13年 3 月26日まで

3 縦覧の場所

鉾田町役場

地籍調査の成果認証

北茨城市の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	北茨城市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	北茨城市中郷町大字足洗，上桜井，下桜井の各一部 平成11年10月18日から 平成11年12月 3 日まで
認 証 年 月 日	平成13年 2 月13日

建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成13年 2 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 意見の聴取期日 平成13年 3 月 2 日（金） 午前10時30分
- 2 意見の聴取場所 鹿嶋市宮中字東山287 - 1， 287 - 8， 287 - 9
- 3 意見の聴取事項 第2種住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車販売店及び自動車修理工場
- 4 申請者住所 水戸市青柳町3162 - 4
- 5 氏 名 株式会社 ホンダワコード
代表取締役 岡 林 茂 樹
- 6 建築物構造規模 鉄骨造 平屋建て・新築
申請延べ面積 514.72平方メートル
- 7 敷地面積 2236.67平方メートル
- 8 原 動 機 19.20キロワット
- 9 建築物の位置 鹿嶋市宮中字東山287 - 1， 他 2 筆

(監 査 委 員)

茨城県監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年 2月22日

茨城県監査委員 潮 田 龍 雄
同 大 高 道 夫
同 内 海 光 久
同 平 田 公 敏

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
茨 城 県 下 館 土 木 事 務 所	12. 8. 4	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 県 西 地 方 総 合 事 務 所	12. 8. 4	同 上
茨 城 県 常 陸 太 田 土 木 事 務 所	12. 8. 7	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 里川護岸工事に係る積算事務において、ブロック積工の数量誤りにより、設計額が105,000円の過大となっていたのは適切でない。
保 健 福 祉 部 高 齢 福 祉 課	12. 8. 8	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 行 地 方 総 合 事 務 所	12. 8. 8	同 上
茨 城 県 高 萩 土 木 事 務 所	12. 8. 9	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 物件調査委託に係る予定価格の積算事務において、調査面積の誤りにより84,000円の過小積算があったのは適切でない。
総 務 部 人 事 課	12. 8. 10	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 鹿 島 下 水 道 事 務 所	12. 8. 10	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
茨 城 県 下 館 地 方 福 祉 事 務 所	12. 8. 11	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
企 画 部 情 報 政 策 課	12. 8. 18	同 上
企 画 部 常 磐 新 線 つ く ば 整 備 課	12. 8. 18	同 上
生 活 環 境 部 環 境 対 策 課	12. 8. 18	同 上
茨 城 県 石 下 土 木 事 務 所	12. 8. 18	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 1 臨時職員に係る賃金において、支給誤りがあったことは適切でない。 2 交通安全施設工事に係る設計積算業務委託において、随意契約とはいえ発注時に必要な契約事務を怠り、契約手続きが大幅に遅延したのは適切でない。
茨 城 県 境 土 木 事 務 所	12. 8. 18	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 1 県単道路改良工事に係る路線測量及び用地測量業務委託において、測量対象面積の計上を誤り63,000円の過小設計となったのは適切でない。 2 国道354号道路改良工事に係る設計積算業務委託において、随意契約とはいえ発注時に必要な契約事

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
		務を怠り、契約手続きが大幅に遅延したのは適切でない。
茨 城 県 水 戸 保 健 所	12. 8. 21	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
企 画 部 水 ・ 土 地 計 画 課	12. 8. 22	同 上
生 活 環 境 部 国 際 交 流 課	12. 8. 22	同 上
生 活 環 境 部 霞 ヶ 浦 対 策 課	12. 8. 22	同 上
商 工 労 働 部 工 業 技 術 課	12. 8. 22	同 上
商 工 労 働 部 商 業 流 通 課	12. 8. 23	同 上
商 工 労 働 部 観 光 物 産 課	12. 8. 22	同 上
知 事 公 室 広 報 公 聴 課	12. 8. 23	同 上
知 事 公 室 女 性 青 少 年 課	12. 8. 23	同 上
総 務 部 行 財 政 改 革 ・ 地 方 分 権 推 進 室	12. 8. 23	同 上
総 務 部 地 方 課	12. 8. 23	同 上
保 健 福 祉 部 保 健 予 防 課	12. 8. 23	同 上
商 工 労 働 部 職 業 能 力 開 発 課	12. 8. 23	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 職業能力開発審議会の報酬支払事務において、県職員に13,000円の委員報酬を支払っていたのは適切でない。
茨 城 県 企 業 局 水 海 道 浄 水 場	12. 8. 25	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、適正に処理されたものと認める。
農 林 水 産 部 農 業 経 済 課	12. 8. 28	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
農 林 水 産 部 園 芸 流 通 課	12. 8. 28	同 上
農 林 水 産 部 畜 産 課	12. 8. 28	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 旅費について、37,324円の過大支給があったのは適切でない。
総 務 部 職 員 課	12. 8. 29	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
企 画 部 事 業 推 進 課	12. 8. 31	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 東部東地区に係る測量、設計、積算、管理監督等業務委託において、随意契約とはいえ必要な契約手続きが遅延したのは適切でない。
生 活 環 境 部 環 境 政 策 課	12. 8. 31	財務に関する事務の執行は適正に処理されたものと認める。
農 林 水 産 部 農 地 局 農 地 整 備 課	12. 8. 31	同 上

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
保 健 福 祉 部 厚 生 指 導 課	12. 9 . 25	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 生活保護システムに係る貸借契約及び委託契約に基づく料金の支払いが、契約に定める期間内に支払われなかったのは適切でない。
保 健 福 祉 部 医 療 整 備 課	12. 9 . 25	財務に関する事務の執行は、適切に処理されたものと認める。
保 健 福 祉 部 生 活 衛 生 課	12. 9 . 25	同 上
農 林 水 産 部 農 産 課	12. 9 . 25	同 上
農 林 水 産 部 農 地 局 農 村 環 境 課	12. 9 . 25	同 上
土 木 部 港 湾 課	12. 9 . 25	同 上
保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課	12. 9 . 26	同 上
土 木 部 用 地 課	12. 9 . 26	同 上
土 木 部 都 市 局 都 市 整 備 課	12. 9 . 27	同 上
企 画 部 地 域 計 画 課	12. 9 . 27	同 上
保 健 福 祉 部 児 童 福 祉 課	12. 9 . 27	同 上
商 工 労 働 部 労 働 政 策 課	12. 9 . 27	同 上
農 林 水 産 部 農 地 局 農 村 計 画 課	12. 9 . 27	同 上
企 画 部 ひ ち ち な か 整 備 推 進 局	12. 9 . 28	同 上
生 活 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	12. 9 . 28	同 上
茨 城 県 水 戸 県 税 事 務 所	12. 10. 5	同 上
保 健 福 祉 部 薬 務 課	12. 10. 5	同 上
茨 城 県 江 戸 崎 県 税 事 務 所	12. 10. 12	同 上
茨 城 県 土 浦 県 税 事 務 所	12. 10. 17	同 上
茨 城 県 境 県 税 事 務 所	12. 10. 17	同 上
土 木 部 河 川 課	12. 10. 18	同 上
茨 城 県 麻 生 県 税 事 務 所	12. 10. 19	同 上
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	12. 10. 19	同 上
議 会 事 務 局	12. 10. 23	同 上

機 関 名	実施年月日	監 査 の 結 果
生活環境部原子力安全対策課	12. 10. 25	財務に関する事務の執行は、適切に処理されたものと認める。
土木部営繕課	12. 10. 25	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 石岡二高外構機械工事に係る積算事務において、単価の適用誤りにより430,500円の過小設計となったのは適正でない。
教育庁生涯学習課	12. 10. 25	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
総務部総務課	12. 10. 26	同 上
総務部管財課	12. 10. 26	同 上
企画部企画課	12. 10. 26	同 上
土木部道路建設課	12. 10. 26	同 上
土木部都市局住宅課	12. 10. 26	財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 郵便切手の管理において、「供用品受払カード」に記載し整理していなかったのは適切でない。
教育庁特殊教育課	12. 10. 26	財務に関する事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
総務部税務課	12. 10. 30	同 上
農林水産部漁政課	12. 10. 30	同 上
土木部検査指導課	12. 10. 30	同 上
土木部都市局都市計画課	12. 10. 30	同 上
土木部都市局公園街路課	12. 10. 30	同 上
教育庁文化課	12. 10. 30	同 上
知事公室秘書課	12. 10. 31	同 上
茨城県常陸太田県税事務所	12. 10. 31	同 上
農林水産部林業課	12. 10. 31	同 上
教育庁企画広報室	12. 10. 31	同 上

茨城県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政的援助団体の監査を執行したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成13年2月22日

茨城県監査委員 潮 田 龍 雄
 同 大 高 道 夫
 同 内 海 光 久
 同 平 田 公 敏

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
学校法人 田中みどり学園	12. 8. 11	11年度	(補助団体) 補助金 学校法人立幼稚園経常費補助金 及び私立幼稚園預かり保育推進 事業費補助金 73,619,000円 ゆとりある教育施設整備事業費 補助金 4,834,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 茨城県済生会	12. 8. 22	11年度	(公の施設管理委託団体) 委託料 茨城県立こども病院管理運営事 業委託費 2,911,089,401円	公の施設管理委託に係る出 納その他の事務の執行は、適 正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城県体育協会	12. 9. 8	11年度	(補助団体・公の施設管理委託団 体) 補助金 財団法人茨城県体育協会補助金 37,953,747円 競技力向上費補助金 109,252,366円 国民体育大会派遣費補助金 94,632,998円 給与費補助金 378,444,314円 委託料 堀原・東町運動公園及び笠松運 動公園管理委託 370,767,981円 里美野外活動センター管理委託 19,695,464円	補助金等に係る出納その他 の事務の執行は、適正に処理 されたものと認める。
茨城県厚生農業協同 組合連合会	12. 9. 29	11年度	(補助団体・貸付団体) 補助金 院内保育事業運営費補助金 (水	同上

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			戸協同病院) 2,328,000円 院内保育事業運営費補助金 (土 浦協同病院) 4,893,000円 院内保育事業運営費補助金 (取 手協同病院) 6,182,000円 新生児救急医療運営費補助金 (土浦協同病院) 3,760,000円 新生児救急医療運営費補助金 (取手協同病院) 1,880,000円 救急自動車医師看護婦同乗運営 費補助金 (土浦協同病院) 2,677,000円 救命救急センター運営費補助金 (土浦協同病院) 100,460,000円 地域がんセンター運営費補助金 (土浦協同病院) 105,800,000円 看護婦等養成所運営費補助金 (土浦看護専門学校) 37,516,000円 周産期センター運営費補助金 (土浦協同病院) 4,006,000円 公的病院特殊診療部門運営費補 助金 (高萩協同病院) 16,072,000円 公的病院特殊診療部門運営費補 助金 (取手協同病院) 23,612,000円 がん専門医療設備整備費補助金 (土浦協同病院) 31,500,000円 老人訪問看護ステーション整備 促進事業費補助金 (西南医療セ ンター病院) 630,000円 救命救急センター設備整備事業 費補助金 (西南医療センター病 院) 136,150,000円 救命救急センター施設整備事業 費補助金 (西南医療センター病 院) 293,403,000円	

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			医療施設等施設整備費補助金 (なめがた地域総合病院) 129,800,000円 行方地域中核病院施設整備事業 費補助金 544,120,000円 貸付金 地域総合整備資金貸付金 (なめ がた地域総合病院) 430,000,000円	
鹿島都市開発株式会 社	12. 10. 3	11年度	(出資団体・貸付団体・公の施設 管理委託) 出資金 693,000,000円 (資本金) 1,480,800,000円 貸付金 鹿島地域商業・業務拠点整備資 金貸付金 3,828,000,000円 委託料 鹿島サッカースタジアム管理委 託 190,004,000円	出資及び貸付金等に係る出 納その他の事務の執行は、適 正に処理されたものと認める。
株式会社 ひたちなか都市開発	12. 10. 10	11年度	(出資団体) 出資金 1,300,000,000円 (資本金) 2,500,000,000円	出資に係る出納その他の事 務の執行は、適正に処理され たものと認める。
茨城県信用保証協会	12. 10. 10	11年度	(補助団体・貸付団体) 補助金 茨城県中小企業信用保証料補助 金 284,084,229円 茨城県水産加工業信用保証料補 助金 9,019,501円 貸付金 中小企業商工政策誘導資金融資 3,054,220,000円 中小企業振興資金融資 3,206,388,000円 中小企業パワーアップ融資 14,190,000,000円 連鎖倒産防止等緊急融資 1,298,000,000円 同和地区中小企業振興資金融資 682,000,000円	補助金等に係る出納その他 の事務の執行は、適正に処理 されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			中小企業地震災害防止対策融資 2,000,000円 緊急経営支援融資 655,000,000円 共同事業促進資金融資 60,625,000円 公害防止施設資金融資 126,000,000円 高規格幹線道路関連用地対策特 別融資 6,517,000円 中小企業季節資金融資 16,275,000,000円 自治金融 300,000,000円	
株式会社 ひたちなかテクノセ ンター	12. 10. 11	11年度	(出資団体・補助団体) 出資金 1,700,000,000円 (資本金) 4,126,000,000円 補助金 関連機関支援強化補助事業費 5,000,000円	出資および補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 茨城県勤労者余暇活 用事業団	12. 10. 20	11年度	(出資団体・補助団体・公の施設 管理委託団体) 出資金 2,000,000円 (基本金) 4,000,000円 補助金 余暇活用センターやみぞ施設等 整備費補助金 20,500,000円 勤労者ふれあい支援事業費補助 金 265,000円 委託料 茨城県立中小企業福祉センター 管理委託費 51,838,500円	出資及び補助金等に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。
財団法人 グリーンふるさと振 興機構	12. 10. 23	11年度	(出資団体・補助団体) 出資金 700,000,000円 (基本金) 1,022,850,000円 補助金 グリーンふるさと振興機構運営 費補助金 84,965,026円	出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
社団法人 茨城県家畜畜産物衛 生指導協会	12. 10. 23	11年度	(補助団体) 補助金 自衛防疫強化総合対策事業補助 金 76,856,000円 自衛防疫組織強化事業補助金 8,692,075円 オーエスキー病自衛防疫強化事 業補助金 31,200,000円 「安全・安心茨城の玉子」生産 衛生対策事業補助金 2,830,000円	補助金に係る出納その他の 事務の執行は、適正に処理さ れたものと認める。
財団法人 茨城県教育財団	12. 10. 24	11年度	(出資団体・補助団体・公の施設 管理委託団体) 出資金 10,000,000円 (基本金) 10,000,000円 補助金 茨城県教育財団運営費補助金 1,461,916,117円 茨城県教育財団事業補助金 23,062,520円 委託料 茨城県水戸生涯学習センター, 茨城県鹿行生涯学習センター, 茨城県県南生涯学習センター, 茨城県県西生涯学習センター, 茨城県立西山研修所, 茨城県立 中央青年の家, 茨城県立白浜少 年自然の家, 茨城県立さしま少 年自然の家及び茨城県女性ブラ ザの管理並びに給食業務委託 599,577,290円 茨城県歴史館管理委託 146,362,932円 茨城県立吾国山洗心館管理委託 15,466,035円	出資及び補助金等に係る出 納その他の事務の執行は、適 正に処理されたものと認める。
鹿島埠頭株式会社	12. 10. 25	11年度	(出資団体・貸付団体) 出資金 150,000,000円 (資本金) 300,000,000円	出資及び貸付金に係る出納 その他の事務の執行は、適正 に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			貸付金 鹿島船舶修繕施設整備資金貸付 金 1,000,000,000円	

茨城県監査委員公告第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成13年 2 月22日

茨城県監査委員 潮 田 龍 雄
同 大 高 道 夫
同 内 海 光 久
同 平 田 公 敏

監査対象機関名	監査実施年月日
茨 城 県 水 海 道 保 健 所	平成12年 3 月 2 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>庁舎清掃業務委託契約事務において、落札額が1,000,000円の税抜き価格であるにもかかわらず、1,000,000円の税込み価格として契約書に記載したのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた庁舎清掃業務委託契約については、適正な契約となるよう監査後直ちに変更契約を締結した。</p>	

監査対象機関名	監査実施年月日
茨 城 県 潮 来 保 健 所	平成12年 3 月 7 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>年度末において、当該年度に必要な郵便切手を多量に購入していたのは適正でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた郵便切手の購入につきましては、執行計画をたて必要に応じた購入とすることとしました。</p>	

監査対象機関名	監査実施年月日
茨 城 県 土 浦 保 健 所	平成12年 3 月 8 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>年度末において、当該年度に必要な郵便切手を多量に購入していたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた郵便切手の購入につきましては、執行計画をたて必要に応じた購入とすることとしました。</p>	

監査対象機関名 茨 城 県 工 業 技 術 セ ン タ ー	監査実施年月日 平成11年12月20日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>年度末において、当該年度に必要としない郵便切手を多量に購入していたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう、郵便切手の管理と予算執行の適切な処理に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー 農 業 研 究 所	監査実施年月日 平成11年12月 6 日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>年度末において、当該年度に必要としない郵便切手を多量に購入していたのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、今後このようなことが起こらぬよう前年度の実績を把握し計画的かつ適正な予算の執行に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 茨城県農業総合センター岩井地域農業改良普及センター	監査実施年月日 平成12年 3月17日
<p>監査の結果</p> <p>財務に関する事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <p>旅費について、40,753円の支給不足があったのは適切でない。</p>	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、平成12年 3月21日に支給した。今後このようなことが起こらぬよう、適切な事務処理に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 株 式 会 社 い ば ら き 森 林 サ ー ビ ス	監査実施年月日 平成12年 1月28日
<p>監査の結果</p> <p>出資及び補助金に係る出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成10年度の決算において、固定資産の減価償却が行わなかったのは適切でない。 会計規程に定められた中間決算を行わなかったのは適正でない。 	
<p>上記に対する措置状況</p> <p>指摘を受けた事項については、適切な会計処理を行うために、公認会計士等の指導・助言を受けるとともに、商法及び企業会計原則等の定めるところに従い適正な決算に努めることとした。</p>	

監査対象機関名 茨 城 県 職 業 能 力 開 発 協 会	監査実施年月日 平成12年 3 月22日
監査の結果 補助金に係る出納その他の事務の執行は、次の指摘事項を除き適正に処理されたものと認める。 1 地域人材育成総合プロジェクト事業に係る旅費の執行において、日程及び利用交通機関の誤りにより、63,951 円の過大支給となっていたのは適切でない。 2 同じく同事業において、年度末に当該年度の使用量を超えた郵便切手を多量に購入したのは適切でない。	
上記に対する措置状況 1 指摘を受けた旅費の過大支給については、平成12年 3 月17日に返還するとともに事務処理の徹底を図った。 2 指摘を受けた使用量を超えた郵便切手の購入については、事業量に応じた購入を徹底するとともに、受払簿を作成することとし、適正な事務処理に努めることとした。	

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)